

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

木曽岬町

公表日

令和8年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	市町村において、予防接種法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術（以下「ガバメントクラウド」という。）を利用するよう努めた上で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならない。 予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定められた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・健康被害救済に関する事務 ・新型インフルエンザの予防接種 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。
③システムの名称	予防接種標準準拠システム、宛名・口座標準準拠システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 宛名・口座特定個人情報ファイル
(2) 健康管理特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第14の項、126の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第10、67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。） 第2条表中の25、27、28、29、153の項 第27、29、30、31、155条 （情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号 ・主務省令 第2条表中の25、26、153、154、160の項 第27、28、155、156、162条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども・健康課
②所属長の役職名	子ども・健康課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行い、アクセス権限を持つ者はID・パスワード等を適切に管理し、離籍時のログアウトを徹底する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変更。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	平成30年4月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	新様式見直し作業による。
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	福祉健康課長 松本 大	福祉健康課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月17日	Ⅱ しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理	・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定められた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・健康被害救済に関する事務 ・新型インフルエンザの予防接種	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10の項	番号法第9条第1項及び別表第一10の項、93の2項	事前	
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」となっているもの(17、19の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」となっているもの(17、19、115の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項)	事前	
令和3年3月12日	II しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年3月12日時点	事前	
令和4年3月12日	II しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年3月12日時点	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定められた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・健康被害救済に関する事務 ・新型コロナウイルスの予防接種	予防接種法の規定に基づく健康管理に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 ・予防接種法に定められた予防接種の勧奨通知と接種勧奨 ・予診票の発行 ・健康被害救済に関する事務 ・新型コロナウイルスの予防接種 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づ		
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10の項、93の2項	番号法第9条第1項及び別表第一10の項、93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)		
令和5年4月1日	II しきい値判断項目	令和4年3月12日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年11月1日	II しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	福祉健康課 福祉健康課長	子ども・健康課 子ども・健康課長	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6104	子ども・健康課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6119	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年4月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和6年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10の項、93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項及び別表第14の項、126の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10、67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務」となっているもの(17、19、115の2の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・16の2項、16の3項、115の2項	・番号法第9条第1項及び別表第14の項、126の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10、67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	番号法等改正による
令和6年11月1日	IV リスク対策 8. 人の手を介在させる作業人員的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	3) 権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事前	評価書の見直し作業による
令和6年11月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事前	評価書の見直し作業による
令和7年8月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による
令和8年9月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		市町村において、予防接種法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用するよう努めた上で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならない。 標準化システム利用記載の追記	事後	標準準拠システム移行による
令和8年9月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名・口座システム、予防接種システム	予防接種標準準拠システム、宛名・口座標準準拠システム	事後	標準準拠システム移行による
令和8年9月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	定期見直し作業による。